

企業型確定拠出年金

税理士への手引き

表紙

税理士から企業型DCの推薦状

中山竜也税理士事務所

選択制の確定拠出年金は、従業員が任意に加入するか選択することができます。
従業員が拠出した掛金は、所得税、住民税、社会保険料の対象外となり、税金と社会保険料が削減できるというメリットがあります。

つまり、節税をしながら将来の資産形成ができるがNISAやiDeCoと異なる大きなメリットがあります。

そして、社会保険料は労使折半となるので、会社自体の社会保険料を減らせるメリットがあるのもポイントです。

〇〇税理士法人B

企業型確定拠出年金が選択制拠出を

活用することで役員お一人から加入ができて

掛金は〇〇という勘定科目で全額損金計上が可能

.....

従業員の給与処理について

◆給与明細の変更例(変更前)

令和●年●月分給与		明細書	
氏名		様	
所属			
動	意	支	給
所定就労日	31.00	基本給	190,000
出勤日数	22.00	職位手当	20,000
有給日数	0.00	通勤手当	5,000
欠勤日数	0.00	住宅手当	20,000
休日出勤日数	0.00	通常時外手当	16,964
休日日数	0.00	深夜時外手当	565
遅刻早退回数	0.00	休日時外手当	0
通常1	0.00	小口現金	0
通常2	12.00		
深夜1	0.00		
深夜2	2.00		
休日残業時間	0.00		
早出残業時間	0.00		
税額表		甲欄	
扶養人数		0	
控		除	
健康保険料		11,964	
介護保険料		0	
厚生年金保険		20,544	
雇用保険		1,248	
社会保険料計		33,756	
課税対象額		218,773	
所得税		5,040	
住民税		0	
合 計		38,796	
その他の			
年調徴収金		0	
年調還付金		0	
合 計		0	
差引支給額		213,733	
振込支給額		0	
振込支給合計		0	
合 計		213,733	
現金支給額		0	
現金支給額		0	

◆給与明細の変更例(変更後)「確定拠出年金掛金」項目表記の場合

令和●年●月分給与		明細書	
氏名		様	
所属			
動	意	支	給
所定就労日	31.00	基本給	135,000
出勤日数	22.00	職位手当	20,000
有給日数	0.00	通勤手当	5,000
欠勤日数	0.00	住宅手当	20,000
休日出勤日数	0.00	通常時外手当	16,964
休日日数	0.00	深夜時外手当	565
遅刻早退回数	0.00	休日時外手当	0
通常1	0.00	小口現金	0
通常2	12.00		
深夜1	0.00		
深夜2	2.00		
休日残業時間	0.00		
早出残業時間	0.00		
税額表		甲欄	
扶養人数		0	
控		除	
健康保険料		11,964	
介護保険料		0	
厚生年金保険		20,544	
雇用保険		1,248	
社会保険料計		33,756	
課税対象額		218,773	
所得税		5,040	
住民税		0	
合 計		38,796	
その他の			
年調徴収金		0	
年調還付金		0	
合 計		0	
差引支給額		213,733	
振込支給額		0	
振込支給合計		0	
合 計		213,733	
現金支給額		0	
現金支給額		0	

ご参考 (変更前の基本給を「旧基本給」、変更後の基本給を「新基本給」とする)

新基本給＝旧基本給－生涯設計手当

確定拠出年金掛金＝生涯設計手当の範囲内で加入者が拠出する選択をした金額

生涯設計前払金＝生涯設計手当－(加入者が選択した)確定拠出年金掛金

- ① 確定拠出年金導入後は基本給から生涯設計手当(給与を減額)を差し引き、生涯設計手当、確定拠出年金掛金の項目をします。
- ② 給与明細の変更は、加入対象者全員(加入対象者が正社員の場合、正社員全員)に対して実施が必要です。
- ③ 生涯設計手当は残業代等の基礎単価に含めることができます。
- ④ 生涯設計手当は規程に定められた金額を記載してください。
- ⑤ (加入者が選択した)確定拠出年金掛金は拠出する金額を減します。
- ⑥ (加入者が選択した)確定拠出年金掛金は給与所得とならずに社会保険料・所得税・住民税の対象外となります。

※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合は「生涯設計手当」を「付金」に読み替えてください。

【基本給付金とは】給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の【加算給付金とは】確定拠出年金の掛金とするか、生涯設計前払金として併せて受け取るかを選択するもの

◆最低賃金の確認

- ・生涯設計手当のうち、**確定拠出年金の掛金**とした金額は、**最低賃金の対象となる賃金に含めることができません**
- ・掛金を選択した事により、最低賃金法に抵触するケースが想定されますので、確認が必要です。
- ・最低賃金法に抵触することがないよう、加入者が選択する掛金額にご留意ください。
- ・なお、**生涯設計前払金**として給与と併せて受け取ることとした金額は、**最低賃金算定の対象**となります。

◆導入時の随時改定の取扱い

- ・企業型確定拠出年金導入に合わせて加入者となった場合、確定拠出年金の掛金として拠出する事を選択した結果、**標準報酬月額が2等級以上変動した場合、導入月を起算月とする随時改定に該当します。**
- ・なお、導入月より後に加入者となり掛金の拠出を選択し、標準報酬月額が2等級以上変動した場合でも、随時改定には該当しません。

導入月から加入者となり、標準報酬月額が2等級以上変動した場合のみ随時改定に該当(導入月から遅れて加入者になった場合は対象外)

会計処理について

- ◆ 企業型（確定拠出年金）で掛金を支出した場合、退職給付費用（費用項目）・確定拠出年金関連費用（費用項目）等の勘定科目を新設し、次の仕訳をします。

◆仕訳処理例

※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合には、基本給付金を含めた金額を退職給付費用として処理ください。

制度導入前	借方	貸方	説明
	給与	現金預金	差引支給額
		預り金	控除項目
制度導入後	借方	貸方	説明
	給与	現金預金	差引支給額 （確定拠出年金掛金を控除した額）
		預り金	控除項目
	退職給付費用※	現金預金	SBIベネフィット・システムズより郵送された 口座振替明細書の掛金額 （毎月中旬に送付）
	確定拠出年金関連費用	現金預金	SBIベネフィット・システムズより郵送された 口座振替明細書の掛金額を除いた金額 （毎月中旬に送付）

掛金額は役員・従業員の区別なく退職給付費用として処理ください。

8.役員報酬の税務上の取扱い

- 会社法では、役員報酬は「定款または株主総会の決議によって定める」とあります。
- 税務上、役員報酬は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の要件を満たすもののみに損金算入が認められてます。一方、事業年度の途中に役員報酬を変更した場合、その一部が損金として認められません。
- 役員は加入時期や加入方法によって税務上の取扱いが異なるためご注意ください。

役員報酬を減額して掛金を提出する場合

加入時期が役員報酬の改定時期と重ならない場合、役員報酬の減額部分が定期同額に反するため損金（会社経費）として認められず、課税対象（損金不算入）となる可能性があります。

➡ 役員報酬の損金が認められるよう役員報酬の改定時期に合わせて、掛金を提出します。

※注） 役員報酬は、会社法上、定款または株主総会の決議により定める必要があります。また、税務調査等で損金算入を否認されないよう、議事録を作成する必要があります。

役員報酬とは別に掛金を提出する場合

提出した掛金は役員報酬とみなされず、全額福利厚生費として損金処理が認められます。

➡ 役員報酬とは別に事業主掛金として提出する場合は、その掛金は報酬とみなされないため、報酬改定時期以外であっても加入できます。（この場合も議事録の作成を推奨します。）

<ご留意> 役員報酬の税務上の取扱いについての詳細は、所轄の税務署や顧問税理士等にご相談・ご確認ください。



よくあるご質問

Q：一名でも加入できますか？

A：確定拠出年金法において、企業型DCの導入に人数制限は設けられておらず、加入者1名でも導入可能です。

Q：選択制拠出とはなんですか？

A：一般的な退職金制度は従業員の全員加入が原則となりますが選択制拠出は「任意加入」となります。本制度を使って資産形成をしたい方だけが利用することでができる。
それが選択制拠出です。

Q：給与天引きの従業員のメリットを教えてください。

A：社会保険料の削減メリットができます。
また社会保険料は労使折半となるため、企業側も従業員側も双方にメリットを享受していただけます。

Q：積立金は損金計上可能ですか？

A：企業型DCでの掛金（積立金）は全額損金計上可能です。

Q：運用損の可能性はありますか？

A：33商品の中からお自身で運用商品をご選択いただきます。
元本保証の商品をお選びいただくと元本割れのリスクはございません。

Q：税理士側で対応する業務は何がありますか

A：運営管理費や掛金の会計処理をしていただくだけです。
給与明細などの処理をされている場合は、最初のみ給与明細のフォーマットを修正していただく必要がございます。

ビジネスパートナーの会社情報

お問合せ先